

橿原市工場立地法準則条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

（適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
市内全域	100分の10以上	100分の15以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第4条 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる太陽光発電施設と重複する土地の面積及び建築物屋上等緑化施設（省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。）の面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第5条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則（備考）1の二及び三並びに3の規定の例による。この場合において、法準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは準工業地域等にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、法準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは準工業地域等にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と、法準則（備考）3の一中「0.2」とあるのは準工業地域等にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、法準則（備考）3の二中「0.25」とあるのは準工業地域等にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と読み替えるものとする。